

各県立学校長 様

教 育 長

「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策における県立学校の臨時休業等については、当該考え方について「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン～令和4年度～」及び令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」等により運用しているところです。

今般、令和4年8月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について」や埼玉県新型感染症専門家会議における意見を踏まえ、県立学校における当面の臨時休業等の目安を下記のとおり取り扱うこととしますので御留意願います。

記

1 学級閉鎖

同一学級内に2名の陽性者が発生した場合、又は、陽性者が1名であっても、未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合に5日間程度の期間を目安とした学級閉鎖を実施することは、従来どおりとする。

ただし、実施を検討するにあたり、以下のとおり取り扱う。

- (1) 1人目の陽性者を認定するにあたり、当該陽性者が感染可能期間^{※1}に学校にきていない場合は除く。
- (2) 2人目の陽性者を認定するにあたり、当該陽性者が1人目の陽性者との間で明らかに感染経路に関連がないと判断できる場合^{※2}に限り除く。

※1 感染可能期間は、発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間をいう。

※2 同居家族の濃厚接触者として自宅待機していた者が陽性になった場合で、かつ、直近5日間に学校にきていない場合等。

2 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。実施の検討にあたり、当該学年内の陽性者・体調不良者等の発生状況等を踏まえ、学校医の意見を参考にして判断するものとする。

3 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校閉鎖を実施する。実施の検討にあたり、学校内の陽性者・体調不良者等の発生状況等を踏まえ、学校医の意見を参考にして判断するものとする。

4 濃厚接触者相当の者の出席停止期間

原則、国が定めた濃厚接触者の待機期間（短縮含む）を踏まえ対応すること。

5 適用開始日（4を除く）

令和4年9月1日（木）

なお、適用開始日以前に措置されている臨時休業には遡及しない。

担 当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 脇田・峰岸

電 話：048-830-6963